

2021年9月3日  
全国地方銀行協会

## 銀行法等改正法に係る銀行法施行規則改正案に対する質問

銀行法施行規則第13条の2の5第1号（銀行本体付随業務の経営相談等業務）

- ・銀行と取引関係のない者であっても、「経営相談等業務」のサービス提供対象となる「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」に該当すると理解してよいか。
- ・「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」には、地方公共団体やその外郭団体も含まれ、地方公共団体等から、「経営相談等業務」として業務を受託することは可能と理解してよいか。

銀行法施行規則第13条の2の5第2号、第17条の4の3第3号（銀行本体付随業務・一定の銀行業高度化等会社の登録型人材派遣）

- ・「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業」について、「事業者等の経営の改善に寄与する」ことが想定される場合は、派遣する人材の職種等に制限はない（例えば、経理事務や顧客受付事務等を担う人材も含まれ得る）と理解してよいか。
- ・派遣労働者が派遣元に常時雇用されている労働者でない場合は（登録型であれば）紹介予定派遣も取り扱い可能と理解してよいか（労働者派遣事業および職業紹介事業に係る厚生労働省の許可を得る前提）。

銀行法施行規則第 17 条の 2 第 4 項（「銀行等」のために従属業務を営んでいること）

- ・従属業務会社が「『銀行等』のためにその業務を営んでいる」とする「銀行等」の範囲が見直されているが、これまで同様、複数の銀行グループによる従属業務会社の共同設立や共同利用は可能と理解してよいか。

以 上